

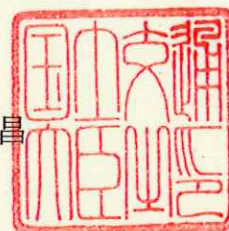
国海員第 2 7 3 号
令和 6 年 1 2 月 1 1 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

中 野 洋 昌



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 6 6 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
株式会社N	香川県三豊市詫間町詫間3662番地
株式会社東栄ジャパン	兵庫県神戸市中央区京町83番地三宮センチュリービル7階